

平成23年度・24年度に呉市水道局が発注する建設工事に参加する者に  
必要な資格に係る主観的事項に関する点数の算出方法について

(平成22年10月19日)

- 1 呉市水道局建設工事入札参加資格者の審査基準(平成22年10月19日制定)第5条に規定する平成23年度及び平成24年度の入札参加資格における主観的事項の算出は次表のとおりとする。

項目	算定する評価内容・数値
(1)工事成績の状況	<p>平成21年2月1日から平成22年12月31日までの間に完了検査した呉市水道局(以下「局」という。)発注工事で、次の算式により算出した数値の合計点数</p> <p>80点以上の工事 : ( 20点 ) × 該当工事件数                      70～79点の工事 : ( 10点 ) × 該当工事件数                      60～69点の工事 : ( 0点 ) × 該当工事件数                      50～59点の工事 : ( - 10点 ) × 該当工事件数                      49点以下の工事 : ( - 20点 ) × 該当工事件数</p> <p>なお、特定建設工事共同企業体で受注した工事は、構成員全てに上記点数を付与する。</p>
(2)指名停止等の状況	<p>平成21年2月1日から平成22年12月31日までの間において、局から受けた指名停止等の状況に応じ、次の算式により算出した数値の合計点数</p> <p>指名停止 : ( - 5点 ) × 指名停止の期間の月数                      資格停止 : ( - 5点 ) × 資格停止の期間の月数                      資格取消 : ( - 5点 ) × 競争入札に参加させない期間の月数                      文書注意 : ( - 3点 ) × 文書注意を受けた回数                      口頭注意 : ( - 1点 ) × 口頭注意を受けた回数</p> <p>なお、上記期間において1月に満たない日数がある場合は、当該日数を切り捨てる。</p>
(3)ISO認証取得	<p>申請業者が申請日において、次のいずれかに該当する場合</p> <p>ISO9001(品質)を認証取得〔建設業に関するものに限る〕している場合：5点</p> <p>ISO14001(環境)を認証取得〔建設業に関するものに限る〕している場合、又はエコアクション21の認証・登録〔建設業に関するものに限る〕をしている場合：5点</p> <p>ただし、いずれも局と契約を締結する権限を有している呉市内の事業</p>

	所が認証取得，又は認証・登録しているものに限る。																								
(4)障害者の雇用	<p>申請業者が，障害者雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）第43条第5項に基づく報告義務のある場合は，申請日直前の6月1日現在において，報告義務のない場合は申請日現在において</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td colspan="2">法定雇用障害者数が1以上の事業所</td> </tr> <tr> <td>障害者雇用率が1.8以上の場合：</td> <td>5点</td> </tr> <tr> <td>障害者雇用率が3.6以上の場合：</td> <td>10点</td> </tr> </table> <p>ただし，については，市内・準市内業者（建設業法第3条第1項に規定する営業所（本店・支店等）を呉市内に有するものに限る。</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td colspan="2">法定雇用障害者数が0の事業所</td> </tr> <tr> <td>障害者の雇用率が1人以上の場合：</td> <td>10点</td> </tr> </table> <p>ただし，については，局と契約を締結する権限を有している呉市内の事業所で雇用している者に限る。</p>	法定雇用障害者数が1以上の事業所		障害者雇用率が1.8以上の場合：	5点	障害者雇用率が3.6以上の場合：	10点	法定雇用障害者数が0の事業所		障害者の雇用率が1人以上の場合：	10点														
法定雇用障害者数が1以上の事業所																									
障害者雇用率が1.8以上の場合：	5点																								
障害者雇用率が3.6以上の場合：	10点																								
法定雇用障害者数が0の事業所																									
障害者の雇用率が1人以上の場合：	10点																								
(5)CPDSの学習単位及びCPDの学習時間の状況	<p>社団法人全国土木施工管理技師会連合会の継続的専門能力啓発学習制度における企業ごとの学習単位数（CPDS学習単位数）</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>単 位</td> <td>1～19</td> <td>20～39</td> <td>40～59</td> <td>60～79</td> <td>80～</td> </tr> <tr> <td>配 点</td> <td>2点</td> <td>4点</td> <td>6点</td> <td>8点</td> <td>10点</td> </tr> </table> <p>なお，土木一式工事に加点する。</p> <p>建築CPD運営会議の建築CPD（継続能力／職能開発）情報提供制度における企業ごとの学習時間数（CPD認定時間数）</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>単 位</td> <td>1～19</td> <td>20～39</td> <td>40～59</td> <td>60～79</td> <td>80～</td> </tr> <tr> <td>配 点</td> <td>2点</td> <td>4点</td> <td>6点</td> <td>8点</td> <td>10点</td> </tr> </table> <p>なお，建築一式工事，電気工事，管工事及び機械器具設置工事に加点する。</p> <p>ただし，いずれも申請業者の呉市内にある本店，支店，営業所等に所属する有資格技術者に係るものに限る。</p>	単 位	1～19	20～39	40～59	60～79	80～	配 点	2点	4点	6点	8点	10点	単 位	1～19	20～39	40～59	60～79	80～	配 点	2点	4点	6点	8点	10点
単 位	1～19	20～39	40～59	60～79	80～																				
配 点	2点	4点	6点	8点	10点																				
単 位	1～19	20～39	40～59	60～79	80～																				
配 点	2点	4点	6点	8点	10点																				
(6)災害時の地域貢献の状況	<p>申請業者が，申請日において，呉市災害時応援協定に基づき，呉市建設業危機管理対策協議会会員として登録されている場合：5点</p>																								